

令和5年 1月 1日

組合員 各位

新潟県農業機械商業協同組合
事務局長 矢嶋 滋

農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策について

令和4年度第2次補正予算のうち、農業支援サービス事業対策(スマート農業機械等導入支援)(第5次公募)の公募が行われていますのでご案内いたします。

趣旨(抜粋)

生産現場における人手不足や生産性向上等の喫緊の課題に対応するためには、スマート農業技術等を現場実装していくことが重要であるが、高額な機械などのコストがハードルとなることから、アウトソーシングという手法で最新技術を容易に導入することができる農業支援サービスの重要性が増している。

農業支援サービスについては、技術開発や人材確保、機械調達などの事業スタートのための投資の高さが参入ハードルになっていることから、効果的なサービスを提供できる事業者が限られており、スタートアップ事業者などを掘り起こしていくことが必要である。このことから、スタートアップ段階の農業支援サービス事業者と産地のマッチング、試験的なサービスの提供、ポータルサイトの構築、農業支援サービス事業者が行う技術導入などの取組等を支援することで、農業支援サービスの育成と活用を促進し、スマート農業技術等の現場実装と農業の生産性向上を図る。

●支援対象者 農業支援サービス事業者(農機店等・裏面Q1参照)

農業支援サービスの提供を目的とした スマート農業機械等の購入・リース導入
補助率 1/2 補助上限 1500 万

●対象機械 農業支援サービスの提供に必要なスマート農業機械等

- ・自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)
- ・電動草刈機(自立走行式又はリモコンのもの)
- ・食味・収量センサ付きコンバイン、収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)
- ・可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等)
- ・センシングドローン、みどり投資促進税制対象機械(※別紙参照)

●申請先、問合せ先 北陸農政局 生産技術環境課 076-232-4893

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)での電子申請となります。対象者が北陸農政局の担当のアドバイスを受けながら、事業計画を作成していきます。締切は1月20日ですが、これからも続く事業ですので、興味のある方はお問い合わせください。

関係資料、申請用紙、書き方例は、農水省ホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/221212_376-3.html)

商組ホームページインフォメーションからリンクしています。

●採択基準 実施計画の実現性・将来的な展開・機種等により点数が配分され加算ポイントの合計点を審査し、得点の高い順に採択されます。

よくあるお問合せ（抜粋）

Q1 「農業支援サービス事業者」とはどのような者か。

A1 サービス事業者とは、下記に掲げる農業支援サービス事業のいずれかを実施し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある事業者をいいます。
・専門作業受注型（農業者の行う農作業を代行する取組を行う）
・機械設備供給型（農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組を行う）
・人材供給型（作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組を行う）
・データ分析型（農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組を行う）
・その他（上記に当てはまらない農業支援サービスを農業者に提供する取組）

Q2 自分の土地や他人から借りている土地での営農は農業支援サービス事業に当たるとののか。

A2 作業受委託契約のもと農作業を代行するものを専門作業受注型とみなしており、作業受委託ではない自分の土地や他人に借りている土地での営農は、農業支援サービスには当たりません。

Q3 これから新たに農業支援サービス事業を始める場合の対応はどうか。

A3 現状値が0であっても、事業計画に基づいた成果目標を設定することができれば申請を可能とします。

Q4 すでに農業支援サービスを行っている者も支援対象なのか。

A4 要件を満たせば対象となります。

Q5 対象となる機械は新規に導入する場合のみか。規模拡大による追加や買替時も可能か。

A5 要件を満たせば対象となります。

Q6 農業機械のアタッチメントやオプション、カスタマイズも補助対象に含まれるのか。

A6 本事業では50万円以上の導入機械の機械費が支援対象となります。なお、個々の本体価格が50万円未満のアタッチメント・オプションについては、必要性を説明できる場合に「導入機械一式」として、補助対象となり得ますので、理由書等で必要性の根拠を提出してください。また、カスタマイズについても導入する機械費に含まれているものは対象となります。

Q9 導入する機械を自身の営農に使用することは可能か。

A9 農業支援サービス事業を行うために導入するという事業計画から逸脱することとなり、目的外使用に当たるため財産処分の手続きが必要となります。

Q11 機械購入の際、リース導入やクレジットカード等による分割払い、融資による資金繰りは可能か。

A11 農業用機械等をリース導入する場合、公募要領（別紙2）（第3関係）に記載の注意事項を満たす必要があります。（*有農機商リースにご相談ください。*）

融資による資金繰りは可能ですが、一部には活用できない制度資金もございますので、融資機関の担当者に確認いただきますようお願いいたします。